

ともひろ  
**かじや知宏 議員報告**



〈生年月日〉昭和43年9月12日 〈年齢〉44歳 〈出身地〉大阪府枚方市 〈趣味〉読書、スポーツ観戦、神社仏閣巡り 〈血液型〉O型  
〈経歴〉阪保育所→殿山第二小→枚方三中→牧野高→龍谷大→報知新聞社(11年)→枚方市広報課(3年3ヶ月)→行政書士

〈市役所〉〒573-8666 枚方市大垣内町2-1-20 電話072-841-1221代

〈自宅〉〒573-0171 枚方市北山1-23-57 電話090-3705-9393

Eメール tomohiro@t-kajiya.com

かじや知宏のホームページ  
<http://www.t-kajiya.com>

**事業系ごみ処理手数料の改定 処理原価に一致した手数料への見直しを**

枚方市議会の第2回定例会(6月議会)が6月10日~24日の日程で開かれました。6月10日の本会議には、「枚方市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例の一部改正について」が上程され、賛成多数で可決されました。この条例改正は、事業系ごみの処理手数料を、現行の10キログラム当たり60円から、平成25年10月1日に90円(但し、経過措置として27年12月31日まで75円)に改定するものです。私は下記解説欄の理由により、今回の議案に賛成をしました。



〈解説〉廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条1項には「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」とあり、事業系ごみの「排出者責任」が明記されています。しかし、枚方市の清掃工場では、10キログラム当たりの処理原価が201円であるにも関わらず、事業者から徴収する処理手数料は60円となっています。平成23年度の事業系ごみ搬入量3万1607トンについて、現行の60円での手数料収入は約1億9000万円、処理原価と同額の201円を手数料として徴収した場合の約6億3600万円との差額は年間約4億4600万円にも上ります。この差額は、毎年、市民の税金で負担されていますが、本来の法の趣旨に則れば事業者の負担でなされるべきものです。

私たちの会派では、事業系ごみの処理手数料については法の趣旨に則ったあるべき金額に近づけるべきであり、処理原価の201円に相当する手数料となるよう、これまでも条例の改正を求めてきました。今回の改正については、市として「排出者責任に基づき、処理原価に一致した処理手数料とすべき」との考えを明らかにしていること、また「今後もごみ処理原価に一致したごみ処理手数料に向けて見直しをしていく」としていることから、一歩前進と受け止め条例案に賛成をしました。

**時代に合わなくなった政治・行政の仕組みを改革するため**

**「税金の流れの透明化」「ムダの排除」「既得権の見直し」に全力で取り組みます**

私の議員活動の詳細については「かじや知宏のホームページ」をご覧ください

詳しくは **かじや知宏** で **検索**

**Twitter** [twitter.com/kajiya\\_tomohiro](https://twitter.com/kajiya_tomohiro)

**Facebook** [www.facebook.com/tomohiro.kajiya](https://www.facebook.com/tomohiro.kajiya)

「ツイッター」「フェイスブック」でもページを開設しています。



携帯電話からブログをご覧になれます→